

新年のご挨拶

愛南町社会福祉協議会会長 本多正登

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

旧年中は社協会費や共同募金をはじめ、社会福祉協議会の各種事業に対し、温かいご支援、 ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年4月から愛媛県より委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業がスタートしました。この事業は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援するもので、民生児童委員や関係機関と連携しながら生活困窮者支援に取組んでおります。

また、愛南町におきましても近年の社会構造の急激な変化により、住民相互の繋がりが希薄になり、少子高齢化が加速する中で、限界集落や買物問題等地域課題が今後増えてくることが予想されており、地域福祉の中核を担う団体として、住民の皆様とともに地域で安心して暮らしていけるよう今後、法人後見事業、ボランティア・市民活動センターの立上げ、小地域に視点を置いての活動にも取り組んで参りたいと考えております。

本年も多様化する福祉課題に向き合い、住民の皆様のご協力をいただきながら事業を進めて 参りますので、より一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方にとって希望に満ちた素晴らしい年になりますよう、心よりご祈願申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

社協ボランティア・市民活動センター

愛南町社会福祉協議会では、平成 28 年 4 月より、「地域福祉の推進を図ることを目的」 として「社協ボランティア・市民活動センター」を開設いたします。

【取り組みの概要】

- (1) 多様化・深刻化・複雑化する地域・生活課題への取り組み
- (2) 多発する災害への取り組み
- (3) 各種講座の開催による協力員の養成
- (4)「福祉の心を育む」福祉教育への取り組み
- (5) 各種助成金情報の発信

【社協がボランティアセンターを運営する意義】

- (1) 公共性が高く地域の情報を得やすい
- (2) 全国的なネットワークを有している
- (3) 民生委員・学校・企業・NPO など多種多様な機関とのつながりがある
- (4) 共同募金・住民会費(社協会費)等の地域福祉活動費がある
- (5) 住民の立場 (生活の視点) に立ち住民や団体との協働による活動が出来る
- (6) 制度外の対応が出来る

成年後見制度をご存知ですか

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方に対して、預貯金の管理など(財産管理)をしたり、日常の生活で様々な契約など(身上監護)を支援していく制度です。

成年後見制度を利用するには、ご本人の住所のある家庭裁判 所に後見等開始の申し立てを行い、開始が決定されると、家庭 裁判所がその方に最も適切と思われる成年後見人等を選任しま す。



愛南町社協では、一定の条件を満たした成年被後見人等に対して、法人 として成年後見人業務を行う「法人後見事業」を平成 28 年 4 月から開始 する予定です。



p2

愛南町社会福祉協議会 臨時・パート職員募集

※ 臨時事務職員(一般事務・相談業務)

募集人員 若干名

募集要件 明朗・快活な方で、基本的なパソコン(ワード・エクセル)操作が出来る方

普通自動車免許取得者

勤務時間 月曜~金曜までの週40時間

勤務条件 日給6,600円(社会福祉士資格あり7,200円)

雇用保険・社会保険・通勤手当・年2回賞与・一年更新・登用制度あり

※ パートヘルパー (訪問介護事業)

募集人員 2名程度

募集要件 ヘルパー資格2級以上

勤務時間 週20時間~30時間

勤務条件 時給1,300円(介護福祉士資格あり1,400円)雇用保険あり

募集期間 平成28年1月12日(火)~ 平成28年1月29日(金)

申込方法 履歴書(社協専用履歴書)・資格証明書(写し)

履歴書は社協本所にてお渡しいたします。

採用方法及び採用日

書類選考後、面接により決定。 書類選考結果と面接の日程等の詳細は、本人へ通知いたしま す。

- ◆臨時事務職員採用日 平成28年4月1日(金)
- 面接後1週間以内に採用日を通知いたします。 ◆パート職員採用日

【お申込み・お問合せ先】

愛南町社会福祉協議会 本所

〒 798-4110 愛南町御荘平城 2139 番地 電話 (0895)70-1251(山口・伊井) まで

要介護認定調査事業(町受託事業)スタート

平成27年12月1日より、愛南町社会福祉協議会が町より委 託を受け調査事業を開始しました。

認定調査とは、要介護・要支援認定の申請により、調査員が自 宅等を訪問して、本人の動作を確認し、本人や家族から生活の状 況を聞き取る調査のことです。

この調査は、公平性を保つために全国一律の基準で行われ、調 査結果は、要介護・要支援認定の審査・判定に使用されます。

対象になる世帯には、猪野調査員が訪問いたしますので、よろ しくお願いいたします。



猪野美花調查員

ホームページをリニューアルしました。

よりわかりやすくより使いやすい、ホームページとなるよう、内容と デザインを見直しました。

愛南町社会福祉協議会で検索できます。

社協だより・無料法律相談・心配ごと相談・相談支援等お知らせしています。 今後とも、内容の充実を図り、よりわかりやすい情報を発信しますので、 新しくなったホームページをご覧ください。



平成27年度弁護士による無料法律相談所の開設について

ー 法的なトラブルなど、悪質商法、多重債務、相続、離婚、交通事故等、法律等に関する相談

開設日時:1月12日(火)・3月8日(火)14:00~16:00

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:弁護士1名・民生児童委員1名

※ 人数に限りがありますので、事前に予約が必要です。

連絡先:愛南町社会福祉協議会〔電話:70-1236 FAX:73-0320〕

平成27年度司法書士による無料法律相談所の開設について

日常生活のトラブルなど、家・土地、借金、裁判、家族、法人後見等に関する相談

開設日時:2月9日(火) 14:00 ~ 16:00

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:司法書士1名・民生児童委員1名 ※人数に限りがありますので、事前に予約が必要です。

連絡先:愛南町社会福祉協議会〔電話:70-1236 FAX:73-0320〕

平成27年度心配ごと相談所の開設について

生活の中での心配ごとや悩みごとなど、高齢者・児童・障がい等、福祉に関する相談

場 所:愛南町御荘平城 2139 番地 (御荘老人福祉センター)

相談員:民生児童委員2名

※ 予約の必要はありませんが、少しお待ちいただく場合があります。

定記の方よりご寄付紹介をいただきました。 市し上げます。 市し上げます。 市し上げます。 市し上げます。 市し上げます。 神し上げます。 神し上げます。 神し上げます。 神と上げます。 神と上げます。 一真様 ・力ラオケ 共生福祉会 様からのまごころ銀行は、皆 を必要とされる方々や に役立てられております。 (12月10日現在)

社協だより 第 35 号 発行 / 社会福祉法人 愛南町社会福祉協議会 〒798-4110 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 2139 番地 tel.0895-70-1251 fax.0895-73-0320